

令和5年度 公文書開示（7月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R5. 6. 26	R5. 7. 4	小池知事は、都議会の代表質問で東京オリ・パラをめぐる談合事件に関連し、談合が認定された場合の都の対応について問われ、「談合による排除措置命令などに基づいて精算法人に対して、損害賠償請求などの適切な対応を行うよう強く働きかけていく」と答弁したことに 1、請求日現在までに精算法人に対し、対応した内容が分かる一切の文書や図面や電磁的記録				1												実施機関において請求に係る公文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	政策企画局 政策部政策調査課